

四、預金ハ毎月支給ノコト
 五、食事ヲモツト良クスルコト
 六、少年婦人夜業廢止
 七、工場機械ノ完備
 八、対シニ腹以下ニ就テハ交渉ノ限リニ非ストナリ
 九、一、項ノ賜害手當ノ支給ヲ
 二、百日分(但し日給七十錢トス) 遠藤好春(重傷ノ分)
 三、十日分(全) 平井満広(軽傷ノ分)
 四、退職並ニ同情金トシテ金三十圓支給ス
 又申(通)報候也
 以上

財團法人協調會大阪支所

第 2255 號

昭和六年六月四日



協調會大阪支所長
 参事 橋本 能保



常務理事 吉出 茂 殿

川崎造船所ニ於ケル解雇問題ノ件